

仙台 TRUNK ROOM 利用契約書

物 件 の 表 示	保管庫名		契約No.	No.
	所在	地	契約区画数	全區画
賃 貸 條 件	利用料金	利用料金	月額金	円也 (税別)
	敷金	金	円也	
	供用時間	終日		
	支払期日	毎月末日迄	(前払い方式)	
	毎月の振込口座			
※自動引落しの場合は緊急の振込口座です				
契約期間	平成年月日	～	平成年月日	(2年間)
賃貸人				
賃借人				

この契約の成立を証するため、賃貸人(甲)及び賃借人(乙)と連帯保証人が各々署名捺印の上、甲及び乙が各1通を保持する。

平成 年 月 日

賃貸人(甲)住所

氏名

印

[2枚共押印願います]

賃借人(乙)住所

氏名

印

[2枚共押印願います]

<管理会社>

氏名・名称	上屋不動産 株式会社
住所・所在地	仙台市青葉区一番町3丁目1番16号
TEL・FAX	TEL:022-262-8820 FAX:022-262-6650

<契約後の問合せ先>

上屋不動産 株式会社	仙台市青葉区一番町3丁目1番16号	電話: 022-262-8820
------------	-------------------	------------------

連帯保証人(丙)住所

氏名

印

[2枚共押印願います]

<特記事項>

- 点検、緊急時の際、若しくは不審な収納物がある疑いのある場合は、貴殿に御連絡の上、収納物の確認の為、TRUNK内収納物を確認する場合もあることを予めご了承ください。
- 貸与しているカード、鍵等を紛失した場合は、至急、上記問合せ先に御連絡ください。
- 共有駐車場がある場合でも、他の利用者様が利用し、満車の際は、共有駐車場を利用することができないこともありますので、予め御了承ください。

仙台 TRUNK ROOM 利用契約書

頭書物件の賃貸人を甲とし、賃借人を乙とし、次の条項により仙台 TRUNK ROOM 利用契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、この物件をトランクルームの目的で乙に貸貸し、乙はその目的以外に使用しないことを約し、利用申込書及びその他の必要な書類を添付の上、賃借した。

(供用時間)

第2条 供用時間は、頭書のとおりとする。

(契約期間)

第3条 利用契約の期間は、頭書のとおりとする。

- 2 契約期間満了日の1ヶ月前迄に、甲乙いずれからも解約の意志表示がないときは更に1年間、同条件にて自動的に契約を更新することとする。

(利用料金及び支払方法)

第4条 この契約期間の利用料等は頭書のとおりとし、乙は毎月翌月分を約定の期日迄に前払い方式にて、頭書の方法で甲に支払うものとする。その振込料等の費用は乙の負担とする。

(利用料金の計算方法)

第5条 月の途中における契約の場合、その月の利用料金は1ヶ月の実日数を日割り計算とする。また、月の途中における解約については、甲は1ヶ月の実日数を日割り計算で精算する。

(利用料の改定)

第6条 この契約利用料が物価、公租公課あるいは近隣の賃料に比較して不相当と認められる時は、頭書の契約期間中であってもこれを変更することができる。

(預り金)

第7条 乙は、債務を保証するため、契約と同時に頭書の金額を甲に預け入れるものとする。
2 甲は、預り金に対し利息を付けない。
3 乙が利用料の支払いを怠った場合、甲はこの預り金をもってこれらに充当することができる。
4 乙は、預り金を甲に預託していることを理由に、利用料の支払いを遅滞、拒絶することはできない。
5 期間の満了その他契約の終了により、本物件を乙が甲に明け渡し、且つ残存債務が無いことを確認した時は、甲は速やかに無利息にて、預り金を乙に返還する。

(厳守事項)

第8条 乙は、利用区画については甲の指示に従うこととする。
2 前項の他、乙は本物件の利用について、甲の指示に従うこととする。
3 乙の収納保管するもので、以下の物品等は厳禁とする。
・可燃物 ・危険物 ・揮発性のあるもの ・燃料（ガソリン、灯油等）
・貴重品（現金、通帳、印鑑、有価証券、貴金属、美術品、骨董品等）・遺骨
・生もの ・生きもの ・異臭、悪臭の発するもの ・変質しやすいもの
・搬入搬出が困難な大きさのもの（バイク、大型家具・家電等）
・その他公序良俗に反するもの
4 甲若しくは管理会社は、乙の収納物が上記の疑いがある場合は、乙に連絡の上（連絡のつかない場合は、乙の責任において）乙の収納物の確認をすることができることに、乙は同意した。
5 甲が、上記3、4の物品を発見した場合は、乙の保管を拒否できるものとする。
6 乙は、他の契約者に不快感、恐怖感を与えるような言動、行動を本物件の敷地内、建物共用部、トランクルーム内でとつてはならない。
7 乙は、第1条の目的以外に本物件を利用してはならない。
8 乙は、搬入搬出の為、共用駐車場を利用する場合は、極力30分以内とし、近隣の住居、本物件の入居者の迷惑となる話し声、騒音、エンジン音等に充分に注意すること。

(承諾事項)

第9条 乙が、契約時に提出・告知した保管する物品で、判断が困難な物品を納入する場合は、甲または甲の指定する管理業者に指定の変更届を事前に提出し、甲の承諾を得なければならない。

(故意・過失による責任)

第10条 乙または乙の関係者の故意または過失によって、甲の設備、造作その他駐車中の他の自動車等に生じた損害は、乙が賠償する責任を負う。
2 保管中に生じた保管品の損傷、盗難等の事故に関しては、甲が加入する動産保険内での保障とする。この保険以外での賠償については、甲または管理業者は責任を一切負わない。
3 乙は、本物件に破損等を加えた場合には乙の負担にて原状に戻して、甲に返還しなくてはならない。

(権利の譲渡)

第11条 乙の本契約に基づき保管する権利は、これを他に譲渡することはできない。

(解約の予告)

第12条 第3条の期間中において、本契約を解除しようとする時は、甲乙共に事由の如何を問わず、必ず「解約予告通知書」等の書面にて、1ヶ月前迄に予告して解約することができる。
2 乙は、1ヶ月前迄に解除の予告をしなかったときは、甲に対してその予告遅滞の日数分利用料相当額の違約金を支払うことにより即時契約を解除することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する時は、催告を要せずこの契約を解除することができる。
一 事実と異なることを甲に告げて、この契約を締結したとき
二 第4条の賃料を期限までに支払わなかった場合
三 仙台 TRUNK ROOM の一部又は全部を第1条の目的以外の目的に使用したとき
四 他の契約者に不快感・恐怖感を与えるような行動、行為を本物件の敷地内、建物共用部、トランクルーム内でとつた場合
五 指定場所以外に車両を駐車した場合
六 第8条3項記載の物品の持ち込み、敷地内の騒音、空ぶかし、保管物の悪臭等、近隣及び他の利用者や本物件の入居者に対して、迷惑と客観的に思われる場合、またその恐れのある場合。
七 乙又は乙の契約場所に出入りする者が、反社会的と認められる暴力団との関係者であり、近隣の平穏を害する恐れの行為があったとき
八 乙の公序良俗に反する行為がある場合
九 その他、この契約に違反し、甲乙間の信頼関係が失われたとき
十 契約時の確認事項である「利用申込書」記載の【厳守・確認事項】に反する行為をした場合
2 前項の規定により甲がこの契約を解除したとき、または甲がこの契約の更新を拒絶したときは、乙は直ちに本物件を甲に明け渡さなければならない。
3 甲に申し出た乙の住所先になされた契約解除の通知が、不在その他乙が通知を受領できない事由によって乙に到着しなかった場合は、その事由がなければ到着すべきであったときに到着したものとする。

(契約外事項)

第14条 本契約に定めない事項または契約の各条項につき生じた疑義については、甲乙協議の上誠意をもって解決する。

以上